



令和元年7月10日
土地・建設産業局建設業課

全国 14,000 の建設業者を対象に下請取引等の実態を調査 ～建設工事における取引の適正化を目指して～

国土交通省及び中小企業庁では、建設業法の規定に基づき、建設工事における下請取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査を毎年実施しています。

今年も、全国の14,000の建設業者を対象に調査を実施し、調査の結果、建設業法令違反行為等が判明すれば指導等を行います。

1. 調査対象業者

大臣許可建設業者 1,750業者
知事許可建設業者 12,250業者

2. 調査方法

郵送による書面調査

3. 調査期間

令和元年7月10日から令和元年8月16日

4. 調査内容

元請負人と下請負人の間及び発注者（施主）と元請負人の間の取引の実態等、消費税の転嫁に関する状況、技能労働者への賃金支払状況

詳細は、国土交通省 HP (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html)を参照してください。

（問い合わせ先）

国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長 補佐 茂原（内線 24715） TEL:03-5253-8111（代表）、03-5253-8362（直通）

専門調査官 佐々木（内線 24785） FAX:03-5253-1553

下請取引等実態調査(S54~)

- 建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対して指導等を実施

令和元年度調査概要

- ◇調査対象：全国の建設業者 14,000業者（大臣許可 1,750業者、知事許可 12,250業者）
- ◇調査方法：郵送による書面調査
- ◇調査期間：令和元年7月10日から令和元年8月16日
- ◇調査内容：
 - ・下請負人との見積方法の状況
 - ・下請契約の締結方法の状況
 - ・下請代金の支払期間・方法の状況
 - ・発注者による元請負人へのしわ寄せの状況
 - ・元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況
 - ・消費税の転嫁に関する状況
 - ・技能労働者への賃金支払状況 など

※元請負人と下請負人の取引は、いわゆる元請負人と1次下請との間の取引のみではなく、2次と3次、3次と4次等の取引も含まれます

調査後の措置



- ・建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対して指導票を送付し、是正措置を講ずるよう指導
- ・未回答業者や、建設業法令違反等があり、特に必要がある場合には、許可行政庁による立入検査等の端緒情報として活用



建設工事における下請取引の適正化等